

和光市国民健康保険運営協議会

第3回会議録

令和7年1月16日

和光市国民健康保険運営協議会

会 議 録（要旨）	
令和6年度 第3回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和7年1月16日（木） 13時30分
開催場所	和光市民文化センター 企画展示室
開 会 時 刻	13時30分
閉 会 時 刻	14時25分
出席委員	事務局
清水 善行 青木 二郎 市島 真理 奥村 香代子 佐藤 貴映 細田 泰雄 小田原 紀慧子 鈴木 正敏（会長） 山崎 操（会長代理） （9人）	健康部長 斎藤 幸子 健康部次長 梅津 俊之 保険年金課長 稲原 大介 健康支援課長 浅井 里美 健康支援課課長補佐 飯田 真子 保険年金課課長補佐 中村 智子 保険年金課国民健康保険担当統括主査 齊藤 哲也 保険年金課国民健康保険担当 大坂 秀樹
欠席委員	傍聴 0人
佐々木 好評 内野 裕嗣 菅野 隆 佐々木 淳 内海 英二 富澤 仁 （6人）	
備考	会議資料 次第、資料1（補正予算（案））・資料2－1（当初予算（案））・資料2－2（予算の概要）・参考資料（令和7年度予算イメージ）

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	1 開会 2 諮問 斎藤部長より「諮問書」を読み上げ、会長に渡す。 諮問事項（１）「令和６年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）（案）」資料１に基づき説明。 (1)令和６年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）（案）について説明いたします。 A４横の資料１をご覧ください。 今回の補正予算では、3,412万５千円を増額するもので、資料の裏面をご覧ください。歳入では３項目ございまして、上から順になりますが、初めに財産収入として、財政調整基金の預金利子の確定により117万６千円を増額しております。次に繰入金になりまして、まず、一般会計繰入金につきましては、各繰入金額の確定により、1,281万６千円を増額しております。次の基金繰入金につきましては、歳出の増額補正の財源として財政調整基金からの繰入を2,013万３千円増額しております。 続きまして、歳出になります。初めに保健事業費につきましては、集団健診の単価の変更に伴い284万４千円減額補正しております。次の基金積立金につきましては、歳入で計上した利子を基金に積み立てるための歳出になります。最後に、保険給付費等交付金償還金につきましては、普通交付金の確定により、第三者行為求償、不当利得等に係る交付金を償還するものになります。また、その他償還金につきましては、令和５年度出産育児一時金が48万円から50万円に引き上げられたことに伴う補助金で、精算により返還するものになります。返還金としては併せて3,579万３千円の増額補正となります。 なお、国民健康保険特別会計の貯金である、財政調整基金は３月補正による積立と取り崩しにより、基金の残高は10億3,857万４千円となります。

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	3月の補正予算の説明につきましては、以上になります。 歳出の保健事業費の集団健診（検診）の単価の変更により280万円と大きな額ですが、この単価の変更はどのような内容ですか。受診者が少なくなったとかそういうことではないと思うのですが。
浅井課長	昨年度、健診事業の実施にあたり、事業者選定をプロポーザルにより選定しました。昨年度選定した事業者と、今年度選定した事業者が変わったことが要因です。健診事業者によって健診の単価が変わってきますが、今回は健診事業者が変更になったことで、健診の単価が下がったということです。 採決の結果、令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）について承認。 諮問事項（2）「令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算（案）について」資料2に基づき説明。
齊藤統括主査	(2)令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算（案）について、説明いたします。 当初予算につきましては、資料2-1で予算（案）としてお示ししております。数字の羅列になるため、資料2-2、A4縦の資料が予算の概要になっておりますのでこちらで主に説明いたします。資料2-2をご覧ください。 初めに、2予算規模をご覧ください。令和7年度の予算は、64億4,236万2千円で、前年度比7,075万1千円、1.11%の増額となっております。 続いて、表の世帯数と被保険者数になります。令和7年度の平均見込として、世帯数は、8,742世帯、被保険者数は12,062人となっております、いずれも減少傾向でございます。 頁をめくってください。歳入になります。 1番上の国民健康保険税、現年課税分は、12億2,860万1千円で、1.08%の減となっております。減額の要因といたしましては、被保

発言者	会 議 内 容
	除者数の減少が大きな要因となっております。 一番数字が大きな5、県支出金ですが、主に歳出の保険給付費（いわゆる医療費）を賄うために県から普通交付金が交付されるもので、令和6年度と大きな変更はございません。 7の繰入金では、大きな変更として、キ、その他繰入金を4,000万円とし、前年度の6,000万円から2,000万円の減額としております。その他繰入金については、昨年度作成したヘルスプランにおいて段階的に繰入金を削減していく計画のため、ヘルスプランどおり減額して予算計上しています。 続きまして、次の頁の歳出になります。歳出の大きな変更項目としては、3の国民健康保険事業納付金が0.76%の増額で20億3,096万9千円となっております。納付金は原則として市の保険税で賄うこととなりますので、被保険者の皆様への影響としては、納付金の増額が大きな影響となります。 4の保健事業では、前年度と比べ1,200万円近い大幅な増額となっております。(1)の保健衛生普及活動では健康サポート訪問事業、ジェネリック差額通知事業、レセプト点検事業の各実施事業者をプロポーザル方式により選定することから予算額を多めに見込んでおります。(2)の特定健康診査・特定保健指導では、特定健診受診券発送等役務費、特定健診等データ管理システムの機器更改等が主な増額要因となります。 当初予算の説明の概要につきましては以上になりますが、なかなか予算については数字だけではイメージがつかないと思いますので、資料2-1の裏面5ページをご覧ください。 歳入歳出予算を円グラフで示しているものになります。歳出の6割は保険給付費いわゆる医療費にあたるもので、次に納付金が多くを占めているのがわかります。歳入については国・県支出金が保険給付費に充てられることから同程度の割合を占めていることがわかれると思います。 ここからは補足説明となりますが、本日お配りしました追加資料もご覧ください。予算のイメージを図にしてみました。ざっくりのイメージになりますが、国保の特別会計は繰入繰出などいろいろ複雑になっていますので少し整理させていただきました。また、金額

発言者	会 議 内 容
	につきましても大まかな数字となっておりますのでご了承ください。 まず国保の特別会計の歳入歳出予算のお財布が左側の四角の図です。右側のピンクの円の図は和光市の大元の一般会計歳出予算のお財布になります。もう一つ、右下の緑の円が基金になり、いわゆる国保の貯金になります。 一番左の歳出で先ほどよりご説明させていただいている予算の6割を占めている保険給付費いわゆる医療費の保険者負担分は、国県支出金の普通交付金として同程度の補助が県からいただける分として充てられています。次に歳出の納付金については埼玉県に納める納付金で、埼玉県の国保財政を運営していくための原資となるものです。納付金は主に保険税で賄われることとなりますが、低所得者や未就学児、産前産後の方に対する保険税軽減分の補填として、青で示している一般会計繰入金（保険基盤安定繰入金など）で、ピンクで示している和光市のお財布である一般会計の予算から繰入れて納付金の支払いに充てています。その他、ここには、国県支出金として一部補助が出ているのと、不足分を緑で示している財政調整基金、いわゆる貯金から切り崩して納付金の支払いを行います。 保健事業費は、被保険者の皆様が健康であり続けるために行う特定健診・特定保健指導の取組や、無駄な通院やお薬の飲みすぎ等がないようにするために医療費適正化に対する取組、その他、医療費を抑制するために行う支出です。保健事業はその取組に対して国県から評価を受けて努力支援交付金や県繰入金として補助が出ています。それだけでは賄えない分を保険税や基金で補填している状況です。歳出の一番下、総務費・その他支出については、人件費や交通費、チラシの作成費用や郵送費、運協の皆さんの報酬等もここから支出しているものになります。これについては、一般会計繰入金が2種類投入されております。まず事務費繰入金です。これは名前のとおり事務にかかる費用のものは一般会計から繰入れていいですよと国から許可が出ているものです。これを法定繰入といいます。先ほどの保険税軽減分を補填している基盤安定繰入金等についても同様に法定繰入になりますので、同じ青色で示しています。その他、予算上足りない分をその他繰入金として和光市のお財布からいただ

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	いて運営しています。この赤で示したその他繰入金は、いわゆる和光市の国保財政上の赤字となっている分になります。その他繰入金は、法定外繰入金として扱われており、国保財政の安定的な運営のためには基本的に保険税や国県支出金で賄いながら運営しましょうとされており、その他繰入金を投入することは望ましくない運営状況と言えることとなります。埼玉県運営方針でも法定外繰入金は、保険税水準を統一していく取組の方向性として令和8年度までにその他繰入金を解消することと目標が示されており、和光市のヘルスプランにおいても令和7年度を最後に、その他繰入金を解消する計画となっております。
	国民健康保険の財政運営は、先ほども申し上げましたように、歳出にあてる財源は保険税や国県支出金で賄いながら国民健康保険のお財布の中だけで運営することが本来の姿です。本来の姿にしていくには、図の中の赤で示しているその他繰入金の部分と緑で示している基金繰入金の部分を入れずに、運営することが本来の姿であり、その他繰入金と基金繰入金を入れないことにより、その分保険税で賄わなければならないこととなりますので、保険税率を上げて被保険者の皆様に運営していこうということになります。このような国保財政を目指しているのが埼玉県の保険税水準の統一になります。
	もう一点補足させていただきますが、本日お示ししている予算額のうち納付金額については仮算定額となります。これから埼玉県から正式に確定額の連絡が来る予定となっております。金額が確定次第速やかに修正をして当初予算として計上することとなりますので、ご理解いただきたいと思います。 当初予算の説明は以上となります。 被保険者数がこの2年間で800人ほど減っています。和光市の人口動向がわからないのですが、増加もしてないし減少もしてないのかなというふうに思っています。被保険者数の減少は主に、おそらく協会けんぽや組合健保の移行によって国保の被保険者が少なくなっていることが要件の一つだと思うのですが、この辺の和光市の人口の推移の今後の状況を含めてどのような状況になりますでしょうか

発言者	会 議 内 容
稲原課長	か。 また、歳出予算の納付金のうち介護納付金について、40 歳から 64 歳までは介護保険料が国民健康保険税に含まれていますが、わかりにくく見えにくいため、介護保険料の歳入がどのくらいあって、介護納付金としての歳出がどのくらいあるのか教えてください。併せて、後期高齢者支援金についても同様に教えてください。 人口としては多少の増減はありますが、すごく伸びているとか、下がっているということは言えないと思います。 主に減る要因としては、国保と社会保険の出入りです。社会保険へ入る方が多ければ最終的には国保の方が減っていく形になります。 理由として考えられるのが、景気が多少上向いてきて、回復してきているので、会社にお勤めして社会保険に入る方が増えてきている。また、最近テレビでやっている、年収の壁の関係で社会保険へ入りやすくなるような制度設計が進んでいるという意味で社会保険に入りやすくなっている状況はあるかと思います。 その他に構造的な問題で、75 歳になりますと後期高齢者医療へ移行することとなります。人口の割合が年齢層の高い方が多い状態になっており、赤ちゃんが生まれてくるよりも後期高齢者へ移行する方のほうが多いということです。毎年同じような傾向にあるのですが、毎年 3%程度国保の被保険者が減っているという状況です。 介護納付金などについてですが、予算上の話で申し上げますと、国保税の一部として納める介護分は約 1 億 1,000 万円。納付金として払う介護分については、1 億 8,700 万円となっております。税收として入る額より、埼玉県へ納付金として払う額が多いということになります。税收のみで足りない部分は、一般会計法定外繰入金や貯金である財政調整基金から繰入れて運営しています。 後期高齢者支援金についても基本的には同様の扱いになります。
鈴木会長	いわゆる税收の部分では不足していて、市の財政の方から繰入れて、そういうものを利用して支払いをしているというイメージでよろしいですね。

発言者	会 議 内 容
稲原課長	それと、先ほど出ました年収の壁の 103 万円の問題が国会で話し合われており、どう決まるかまだわからないのですが、いわゆる所得税が減ることになりますので、地方税に影響が出てきます。新聞によると、地方税の減収は大きな影響は出ないとなっているのですが、国保税も地方税に連動しているのでその辺、もしこの 103 万円の基礎控除がもっと大きくなると減収になるというのは普通に考えられるのですが、国保税の税収にはそう大きな影響は及ぼさないということでしょうか。 まだ全貌が見えないということがあります。 今、言われているものが、給与所得の人の所得を 10 万円下げることと、いわゆる住民税と所得税のところの基礎控除という皆さん引ける部分をどうしようかという話をしている状態です。給与所得控除の 10 万円下げるとするのは皆さん一律に適用されるというのが示されております。 基礎控除をどうするかということについては、新聞等を見ますと、所得税、国の税金については基礎控除も 10 万円反映させて合計 20 万円になるというふうにしようという話だったのですが、ただし地方税法の基礎控除、こちらの部分は今のところいじらない、現状のまま維持しますというようなことが示されています。 そうしますと、国保の税金を出すときに考えるべきところというのが、所得と基礎控除を使っているがその基礎控除というのは変わらない。ただし給与の方の所得の部分が 10 万円下がるというのが、個々の納税義務者の方への直接の影響となってきます。 ここからは本当に推測の話になるのですが、例えば今、所得割がかかっている人が 8,000 人ぐらいいらっしゃいます。その全員が給与所得の人だとしたら全員 10 万円ぐらい下がって、税率が三つの区分があり、所得割の区分を全部足して大まかに 10%ぐらいというふうに考えると、1 人 1 万円の 8,000 人で約 8,000 万円減収と想定されますが、正式な通知が来ていないため、まだわからないというのが現状です。
鈴木会長	減収になるとその分税率にはね返るということで、その分の保険税

発言者	会 議 内 容
稲原課長	率の引き上げも必要になってくると、大変なことなのかなと思います。 税収の部分については、国の方から支援があるのかというところを来年の税制改正のところで審議することになっていますので、令和7年度12月とか、そういう時期にならないと全貌が見えてこないし、補填されるかなどもはっきりしていないような状況にあります。
清水委員	予算のイメージの特別調整交付金や県繰入金の部分を実際の予算書のどの部分のことなのか教えてください。
齊藤統括主査	資料2-1、款5県支出金のうち特別交付金にかかる部分が予算イメージのオレンジで示している部分になります。主なものをピックアップして載せているので、実際には予算上8,000万円がここに該当してきます。 採決の結果、令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算（案）について承認。 3 その他
鈴木会長	それぞれの県で国民健康保険の関係市町村と連合会、この辺で国に対する要請を出しているのですが、その中に、普通調整交付金が伴う自治体間の所得調整機能を今後も堅持するとともに、生活保護受給者の国保等への加入に関する議論については見直しを行わず国として責任を果たすことという要望事項を国に送っています。 今の生活保護の行政は国からの直接の公費でやっているわけですが、その生活保護受給者が国保に入ることになるとどういうふうに運営してくのかということは大きな問題で、要望を出しているように市町村としては、そうはしないで欲しいという要望なのです。この辺は具体的に、国から話は来ているのですか。

発言者	会 議 内 容
稲原課長	具体的な話は来ておりません。現在厚生労働省でこれからの医療等をどうするかということを考える審議会のようなところで、提案の一つとして、話が出ているところです。 国の方の考えとしては、生活保護を国が管轄してやっていて、医療費も全額出している状況。ただ医療費は国保の医療費と違って都道府県とかが関わってないところで医療費をどんどん出しているのです、そういうストップの機能が効かないというような見方をしているということです。国保に加入することで医療費の削減とかいろいろ抑えるようなところも機能させて医療費を抑えられないかというような考えがあるようです。 ただやはり生活保護の方がここに入ってくるっていうことになりますので、単純に税込としての所得割とかそういう部分は難しいと思います。それから所得が少ない方ですと保険税の軽減の対象になってきますので税込としては減るような状況の中で、やはり皆さんいろんな事情があって生活保護を受けられていると思うのですが、例えば怪我をして働けないような状況になってしまったとか、メンタル的な面で働けないとか、そういう方も生活保護を受けている方にはいらっしゃいますので、医療費の方もかなりかかってくるというような状態だと思います。 収入が増えない、支出が増える、それに対して国からどれだけお金が入ってくるかわからない状態になりますので、なかなか厳しいのではないかと国保サイドとしては考えています。
齊藤統括主査	税率改正について、前回会議にてご承認いただき、12月議会において国民健康保険税条例の一部改正が令和7年4月1日から施行されることとなりました。 本日特に資料はありませんが、国民健康保険税率について、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱が閣議決定されました。内容としては、課税限度額が引き上げられることと、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準が引き上げられる内容が盛り込まれております。 具体的な改正内容については、参考に緑色の令和6年度に和光市が被保険者にお配りしている保険税のチラシをご覧ください。

発言者	会 議 内 容
稲原課長	3、国民健康保険税率の表に医療給付分の課税限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額が24万円から26万円に引き上げられる予定です。介護納付金分も併せて、合計106万円から109万円となります。 国民健康保険税の軽減については、裏面の一番上をご覧ください。軽減割合で5割軽減と2割軽減の所得基準が引き上げられる予定で、5割軽減の場合、43万円に29.5万円を加算して算出するところ、43万円に30.5万円を加算して算出します。2割軽減の場合は、43万円に54.5万円を加算して算出するところ、43万円に56万円を加算して算出します。 現時点では、予定の段階で、根拠法の地方税法施行令が改正されるのが令和7年4月1日の予定です。通常、令和7年度から適用させるためには条例の改正前に運営協議会での承認が必要となりますが、4月1日改正となるため承認をいただく時間がないことから、専決処分にて対応させていただくこととなりますのでご了承いただければと思います。専決処分は、このように議会を開催する時間がない場合などに市長の権限において物事を進めていくこととなります。正式には令和7年度の最初の議会にて報告をさせていただきます。また、令和7年度の初回の運営協議会の際にも皆様に報告をさせていただきます。 課税限度額が引き上げられることにより、高所得者層の方の税負担は増えることとなりますが、引き上げられることにより、中間所得者層の税負担の伸びを抑えることが可能となります。また、軽減判定の所得基準を引き上げることで、一定所得のラインを引き上げることになり、物価上昇により収入が増えている状況の中、現在と同程度の収入状況の方が引き続き軽減判定を受けられるようになります。このことから、低所得者層、中間所得者層の被保険者に優位な改正となるため、正式な改正が行われましたら専決処分にて速やかに適用させていただきます。私の説明は以上です。 今の説明についての補足ですが、専決についてですが、今申し上げた改正が実際にきちんと国会で確定するのが毎年3月31日とか3月30日となっています。そうすると3月31日に決まっても4月

発言者	会 議 内 容
	1日から施行するために議会を開いたり協議会で協議する時間がないというところで専決いたしますので、よろしくお願いします。 本日は諮問事項につきましてご審議いただき、ありがとうございました。 次回は、令和7年8月上旬を予定しております。日程は改めて調整させていただきます。 本日は、ありがとうございました。 4 閉会